

令和8年5月期 定例教育委員会議

・開催日時 令和8年5月20日（水） 午前10時00分から

・開催場所 羽曳野市役所 別館3階 特別会議室

・出席者	教 育 長	村 田 明 彦
	教育長職務代理者	奥 野 貞 一
	委 員	多 田 謙 司
	委 員	新 熊 和 彦
	委 員	原 田 奈 緒 美

・説明者	学校教育部長兼生涯学習部長	藤 田 晃 治
	教育政策監	松 村 章 生
	学校教育部理事	新 田 孝 一
	学校教育課長	種 村 知 哉
	文化財・世界遺産室長	井 原 稔
	食育・給食課	
	学校給食センター所長	上 村 良 史
	生涯学習スポーツ課長	藪 中 幸 生
	生涯学習スポーツ課	
	中央図書館長	竹 中 雅 世

・事務局	教育政策課長	白 樫 明 広
	教育政策課長補佐	尼 丁 香 奈

・議事日程

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	教育長月次報告
日程第3	報告第2号 羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について
日程第4	議案第2号 羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

て

- | | |
|--------|---|
| 日程第 5 | 議案第 3 号
羽曳野市学校運営協議会委員の任免について |
| 日程第 6 | 議案第 4 号
羽曳野市立図書館協議会委員の任免について |
| 日程第 7 | 議案第 5 号
羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について |
| 日程第 8 | 報告第 3 号
羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号
羽曳野市文化財保護審議会委員の任免について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号
羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号
羽曳野市社会教育委員の任免について |
| 日程第 12 | 報告第 4 号
令和 7 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 13 号）（教育委員会関係）について |
| 日程第 13 | 議案第 9 号
令和 8 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係）（案）について |
| 日程第 14 | 議案第 10 号
教育財産（旧丹比幼稚園敷地及び建物）の廃止について |
| 日程第 15 | 報告第 5 号
後援名義の使用許可について |
| 日程第 16 | その他 |

[教育長 開会の挨拶]

開会：午前 10 時 00 分

日程第 1 会議録署名委員の指名について

教育長において、新熊委員を指名しました。

日程第 2 教育長月次報告

教育長から次のとおり口頭にて報告がありました。

- (1) 4 月 28 日に、碓井えんどうコロッケの食材提供について、タケダハムとの協議がありました。
- (2) 5 月 5 日に、市民フェスティバルがありました。
- (3) 5 月 14 日に、全国都市教育長協議会研究大会がありました。
- (4) 5 月 19 日に、藤井寺・羽曳野保護司会総会がありました。

日程第 3 報告第 2 号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

- 給食センター所長から、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免についての説明がありました。

《給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会の委員のうち 4 月 1 日付け人事異動等に伴う後任の委員について報告します。

新任委員 3 名は、校長会からの推薦者及び教頭会からの推薦者と調理受託業者代表者となります。

日程第 4 議案第 2 号

羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免について

- 給食センター所長から、資料に基づき羽曳野市立学校給食センター運営委員会委員の任免についての説明があり承認を求めました。

《給食センター所長》

羽曳野市立学校給食センター設置条例により設置された学校給食センター運営委員会の新任の委員を令和8年6月1日に委嘱するため、承認を得るものです。新任委員2名は、市立小学校・義務教育学校のPTAからの推薦者となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第5

議案第3号

羽曳野市学校運営協議会委員の任免について

- 学校教育課長から、資料に基づき羽曳野市学校運営協議会委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《学校教育課長》

羽曳が丘小学校学校運営協議会及び河原城中学校学校運営協議会について、令和8年6月1日から令和9年3月31日まで委嘱するため、承認を得るものです。委員については別紙のとおり、羽曳が丘小学校学校運営協議会が8名、河原城中学校学校運営協議会が4名です。

河原城中学校においては今年度新たに設置され、羽曳が丘小学校と併せて、コミュニティ・スクールとして今後のモデルとして承認を得ようとするものです。

《教育長》

コミュニティスクールの設置状況は、市町村によってなり、今年度、本市にとって2校目である河原城中学校に設置されます。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第6

議案第4号

羽曳野市立図書館協議会委員の任免について

- 中央図書館長から、資料に基づき羽曳野市立図書館協議会委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《中央図書館長》

令和8年4月の人事異動に伴い、羽曳野市立図書館協議会委員のうち3名の退任及び新任について、教育委員会の承認を得るものです。

なお、任期については、羽曳野市立図書館条例第5条第4項の規定により前任者の残任期間となります。

新任委員3名は、校長会、学校図書館司書会及び公立園長会からの推薦者となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第5号

羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免について

- 中央図書館長から、資料に基づき羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《中央図書館長》

令和8年4月の人事異動に伴い、羽曳野市子ども読書活動推進委員会委員のうち3名の退任及び新任について、教育委員会の承認を得るものです。

なお、任期については、羽曳野市子ども読書活動推進委員会設置規則第3条第3項の規定により前任者の残任期間となります。

新任委員3名は、市立図書館から1名及び公立園長会から2名となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第8 報告第3号

羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免について

- 生涯学習部長から、資料に基づき羽曳野市立公民館運営審議会委員の任免についての説明がありました。

《生涯学習部長》

羽曳野市立公民館運営審議会委員において、その任免を羽曳野市教育委員会教育長 に対する事務委任規則第2条の規定により臨時に代理したので、同規則第4条第2項の規定により報告するものです。

羽曳野市公民館条例第10条第2項第1項に基づき社会教育関係者から選出を行っており、陵南の森公民館グループ連絡協議会 から役員2名の選出を受けており、役員変更の決定結果を受けて解嘱及び前任者の残任期間について委嘱を行ったものです。

日程第 9

議案第 6 号

羽曳野市文化財保護審議会委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき羽曳野市文化財保護審議会委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《文化財・世界遺産室長》

羽曳野市文化財保護条例施行規則第 20 条に基づき、羽曳野市文化財保護審議会委員を選任し、再度の委嘱を行うため承認を得るものです。

この度、令和 8 年 5 月 31 日をもって羽曳野市文化財保護審議会の委員としての委嘱期間が終了する予定です。

これに伴い、委員の皆様には、引き続き本市に所在する貴重な文化財についてご審議をいただく必要があることから、羽曳野市文化財保護審議会の委員について再度の委嘱を行いたいと考えています。1 名の委員からは、ご高齢でもあるため、再度の就任は辞退する旨の意向が示されたことから、1 名減となり 6 名となり、委嘱期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 10 年 5 月 31 日までの 2 年間となります。

《教育長》

委員の方の職歴等を教えて下さい。

《文化財・世界遺産室長》

会長は、公益財団法人和歌山県文化財センター理事、美術分野委員は大阪工業大学教授、考古学分野委員は近畿大学名誉教授、民族学分野委員は関西大学教授、文化財分野委員は関西外国語大学教授、文化遺産分野委員は近畿大学名誉教授です。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 10

議案第 7 号

羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免について

- 文化財・世界遺産室長から、資料に基づき羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《文化財・世界遺産室長》

羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会規則第 3 条に基づき、羽曳野市史跡通法

寺跡整備検討委員会委員を選任し、再度の委嘱を行うため承認を得るものです。この度、令和8年5月31日をもって羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会の委員としての委嘱期間が終了する予定です。

これに伴い、委員の皆様には、引き続き史跡通法寺跡の保存及び活用等についてご審議をいただく必要があることから、羽曳野市史跡通法寺跡整備検討委員会の委員について再度の委嘱を行いたいと考えています。委員の構成は、引き続き学識経験者4名、地域関係者1名、計5名とし、委嘱期間は、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年間となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第11 議案第8号
羽曳野市社会教育委員の任免について

- 生涯学習スポーツ課長から、資料に基づき羽曳野市社会教育委員の任免についての説明があり承認をもとめました。

《生涯学習スポーツ課長》

羽曳野市社会教育委員条例第2条に基づき、羽曳野市社会教育委員の任免を行うため承認を得るものです。

羽曳野市社会教育委員の任期は2年であり、令和8年5月31日をもって満了となるため、6月1日以降について本委員会委員8名の再任及び新任をしようとするものです。

新任委員は4名で、社会教育関係2名、家庭教育環境1名、学識経験者1名となります。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第12 報告第4号
令和7年度羽曳野市一般会計補正予算（第13号）（教育委員会関係）について

- 教育政策課長から、資料に基づき令和7年度羽曳野市一般会計補正予算（第13号）（教育委員会関係）についての説明がありました。

《教育政策課長》

教育振興基金、ふるさと羽曳野まちづくり基金に係る予算について、実収入額と合わせるため、歳入歳出予算をそれぞれ 13 万円増額しました。
もずふる応援基金に係る予算については、実収入額を合わせるため、歳入歳出予算をそれぞれ 2 万 7 千円増額しました。

日程第 13 議案第 9 号
令和 8 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係）（案）について

- 生涯学習スポーツ課長から、資料に基づき令和 8 年度羽曳野市一般会計補正予算（第 1 号）（教育委員会関係）（案）についての説明があり承認を求めました。

《生涯学習スポーツ課長》

中央スポーツ公園多目的グラウンドを人工芝生化・ナイター照明の設置をするための設計委託料として 644 万 1 千円を増額補正しようとするものです。
人工芝生にすることで、風による砂埃の発生を抑えることができ、雨が降ってもすぐ使えるグラウンドとして整備しようとするものです。

《教育長》

オープンまでのスケジュールはどうですか。

《生涯学習スポーツ課長》

今年度に設計、令和 9 年度に工事をし令和 10 年 4 月オープンを目指しています。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 14 議案第 10 号
教育財産（旧丹比幼稚園敷地及び建物）の廃止について

- 教育政策課長から、資料に基づき教育財産（旧丹比幼稚園敷地及び建物）の廃止についての説明があり承認を求めました。

《教育政策課長》

旧羽曳野市立丹比幼稚園については、令和 5 年 3 月末をもって廃園となったた

め教育財産を廃止し、市長に引き継ぐため委員会議の議決を求めるものです。用途を廃止しようとする種類は旧羽曳野市立丹比幼稚園敷地及び建物で、土地 2189.32 m²、旧園舎 581 m²となり、所在地は羽曳野市郡戸 250 番、255 番地 1 及び 255 番地 7 となります。

用途を廃止した後、郡戸 250 番及び郡戸 255 番 1 の土地と旧園舎は市長に引き継ぎます。なお、分筆登記を行った郡戸 255 番 7 の土地は現況道路敷として市長に引き継ぎます。

【採 決】全委員一致により原案どおり可決することに決定しました。

日程第 15 報告第 5 号
後援名義の使用許可について

前回の教育委員会議以降に教育長が、専決処分を行ったもの 7 件の報告になります。

1 件目は、専決処分日は 4 月 15 日、団体名は「四天王寺大学みらい科学教育推進室」、事業名は「みらい科学教育推進室スマート・サイエンス・セミナー」です。

2 件目は、専決処分日は 4 月 17 日、団体名は「羽曳野市こども会育成連絡協議会」、事業名は「第 56 回写生ポスターコンクール」です。

3 件目は、専決処分日は 4 月 24 日、団体名は「一般社団法人 ミライエラボ」、事業名は「キッズ・マネースクール」です。

4 件目は、専決処分日は 4 月 24 日、団体名は「はびきの女声コーラス」、事業名は「はびきの女声コーラス&エルフェンクランツ JOINT CONCERT」です。

5 件目は、専決処分日は 4 月 24 日、団体名は「一般社団法人ご縁を結ぶ・子育てリボン」、事業名は「子育て世代応援プログラム～親と子の生き抜く力の育成～」です。

6 件目は、専決処分日は 4 月 24 日、団体名は「大阪府生活協同組合連合会」、事業名は「おおさかまるごと健康チャレンジ」です。

7 件目は、専決処分日は 5 月 13 日、団体名は「特定非営利活動法人たしざん」、事業名は「謎解き冒険ラリー不思議ハンター」です。

日程第 16 その他

(1) 事務局から今後の日程について報告がありました。

教育長から、次回の 6 月定例教育委員会議を 6 月 24 日（水）に予定することを
通知しました。

〔 教育長 閉会の挨拶 〕

閉会：午前 11 時 00 分